

## 理由

信託の活用に対するニーズ等へ柔軟に対応し国民経済の健全な発展に資する観点から、信託の引受けの対象となる財産の範囲の制限を撤廃し、信託業を営む者等に関し新たな資格要件を定める等、信託業、信託契約代理業及び信託受益権販売業を営む者に関し必要な事項を定めることにより、信託に係る取引の多様な担い手の参入を可能としつつ、信託の委託者及び受益者の保護を図るため、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。